(2) 今次の悪労働組合法案の完全に消滅する迄運動を継続する事

(3) 「労働組合の組織活動の自由」を完全に保證する労働組合法案の獲得の為に全国的各団体と協力して努力する事

(三) 各種労働法令の改正、暴圧法令の撤廃、無産階級の日常生活を圧迫する悪税の撤廃等に付き他の団体と協同し全国的反対を起す事

但し吾々は労働組合法案、爭議調停法案を中心として我等の今期議会に対する反対を為さなければならぬ。

(B)

議会解散の場合に於ける我等の方針を次の如く定む。

(一) ブルジョア議会の総選擧に参加する事、絶対に棄权すべきではない。それが為に無産政党、若しくは準備委員会が共同に候補者を選定し、各団体が共同にこれを援助すること。

(二) 一選擧区一候補の原則を取り、無産者同志の競爭を避けること

(三) 当然選不可能の地方に於ても宣傳候補者を立て、無産階級の投票を無産階級候補者に集中すること。

(四) 全然候補者なき場合は急進自由主義の候補者に無産階級の利益となる具体的條件の為に戦ふことを公約せしめ、是に投票する事（例へば治案維持法の撤廃、完全なる労働組合法の獲得等の公約）

大正十五年一月廿四日

日本労働組合評議会

第一回抗大中央委員会。